

地域の身近な相談相手

# 民生委員・児童委員

お気軽にご相談ください

例えば、  
このような相談は  
ありませんか？

生活費が足りない



介護の相談を  
したい

障害者手帳



障害者手帳の  
申請は  
どうやるんだろう

子育ての相談を  
する人がいない



## 民生委員・児童委員の活動

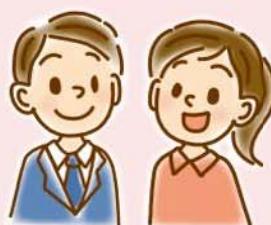
### 見守り活動や生活上の 相談に応じています

ひとり暮らしの高齢者や  
障害のある方の見守り・訪問、  
子育ての不安、生活上  
の困り事についての相談・  
支援を行います



### 福祉相談の窓口など 行政や関係機関との つなぎ役となります

必要なサービスや相談が  
受けられるよう行政や関係  
機関への橋渡しをします



### 地域福祉活動への 参加や協力を行います

地域の団体や自治会と連携して、  
高齢者サロンや子どもの居場所などの運営、  
地域活動に協力します



## 民生委員・児童委員とは

地域住民の一人として、地域福祉を担う無報酬の「地方公務員」です  
地域のよき「相談相手」、専門機関の「つなぎ役」として、誰もが住みよい、  
福祉のまちづくりを推進しています

- ▶ 民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されます（任期は3年）
- ▶ 静岡県で約7千人、全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています

## 主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を「専門に担当」する民生委員・児童委員です  
(担当区域はもちません)

- ▶ 学校や児童福祉機関等との連絡調整や民生委員・児童委員と連携して子育ての支援や  
児童の健全育成活動などを行います

## 民生委員・児童委員には

「守秘義務」があり、秘密は守られます

- ▶ 民生委員・児童委員には守秘義務があり、個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください
- ▶ 守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます



## 〈住民を見守り、支えるネットワーク〉

民生委員・児童委員は、地域の民生委員児童委員協議会（地区民児協）に属してその一員として活動します。  
民生委員・児童委員は、行政、関係機関、事業者等と連携・協力して地域福祉を推進しています。



## お問い合わせ

お住まいの地域の民生委員・児童委員にご相談ください  
地域の委員がわからない場合には、市町の民生委員・児童委員担当課にお問合せください